

# 目次

## 北陸信越運輸局編

### 《法令の改正》

◎車 両 法：令和5年6月16日公布、  
令和7年6月1日施行  
法律第63号まで

◎施行規則：令和8年2月16日  
公布、施行  
国土交通省令第9号まで

◎点検基準：令和5年10月20日公布、  
令和5年12月21日施行  
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年12月24日公布、  
令和8年1月1日施行  
第69次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

## 第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	14
4 自動車の点検整備制度	15
5 自動車の検査制度	18
6 認証制度	26
7 指定制度（工場関係）	35
8 指定制度（検査員関係）	44
9 指定制度（保安基準適合証関係）	46
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	66

## 第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	76
2 自動車の装置一般	82
3 自動車の車体関係	85
4 自動車の室内関係	91
5 自動車の排ガス関係	97
6 自動車の灯火関係	98
7 警音器・速度計 他	106
8 テスタ等による機能維持確認	108

## 第3章 計算問題

1 ブレーキ・制動力	123
2 年度別計算問題	124

## 第4章 年度別試験問題

1 令和7年度 第1回	141
2 令和7年度 第2回	151
3 令和6年度 第1回	161
4 令和6年度 第2回	171
5 令和5年度 第1回	183
6 令和5年度 第2回	193

## 1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別（法令）	7
4. 自動車の種別（別表第1）	8

## 2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	9
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	10
4. 変更登録・移転登録	11
5. 永久抹消登録	11
6. 登録識別情報の提供	12
7. 自動車登録番号標の表示の義務	12
8. 登録事項等証明書等	13
9. 車台番号等の打刻	13
10. 打刻の塗まつ等の禁止	13
11. 臨時運行	14

## 3. 保安基準

1. 保安基準	14
---------	----

## 4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	15
2. 日常点検整備	16
3. 定期点検整備	16
4. 整備命令	18

## 5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	18
2. 新規検査	19
3. 自動車検査証の有効期間	19
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	21
5. 継続検査	21
6. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示	22
7. 自動車検査証記録事項の変更	23
8. 予備検査	23
9. 限定自動車検査証	24
10. 自動車部品を装着した場合の取扱い	24

## 6. 認証制度

1. 特定整備事業の種類	26
2. 認証	27
3. 対象とする自動車の種類	27
4. 認証基準	27
5. 特定整備の定義	29
6. 特定整備事業者の変更届	30
7. 特定整備事業者の義務	31
8. 特定整備記録簿	31
9. 特定整備事業者の遵守事項	32

10. 整備主任者	34
-----------	----

## 7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業の認定	35
2. 指定自動車整備事業の指定	35
3. 指定工場の設備、技術及び管理組織	37
4. 検査の設備の基準	40
5. 作業場等の基準の解釈	41
6. 対象自動車の指定	42
7. 設備の維持等	43
8. 検査用機器の校正	43

## 8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	44
2. 自動車検査員の兼任	44
3. 自動車検査員の研修	45

## 9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	46
2. 指定事業者による点検の基準	47
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	48
4. 自動車検査員による証明（同一性の確認）	52
5. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い）	53
6. 自動車検査員による点検	54
7. 自動車検査員の服務	54
8. 自動車検査員の作業区分	55
9. 保安基準適合証等の有効期間	56
10. 保安基準適合証を提示した場合の取扱い （現車提示の省略）	56
11. 保安基準適合標章の表示	57
12. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	58
13. 保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）	59
14. 走行距離計表示値の取扱い	61
15. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日）	62
16. 自賠責保険証明書の提示	64
17. 限定保安基準適合証	65

## 10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間）	66
2. 指定整備記録簿（記載要領）	67
3. 指定整備記録簿（電磁的記録の作成・保存）	68
4. 指定事業者への罰則の適用	68
5. 保安基準適合証の交付の停止等	69
6. 指定整備事業者の変更届	70
7. 不正改造等の禁止	70
8. 「ニューサービス」の導入の促進	71

# 1 目的・用語・自動車の種別

## 1 車両法の目的

[過去出題例]

- 1. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R7.2]
- 2. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の（ ）の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な（ ）に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R7.1]
- 3. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の（ ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の（ ）を増進することを目的とする。[R6.2]
- 4. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）の福祉を増進することを目的とする。[R6.1]
- 5. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、（ ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2]
- 6. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに①についての技術の向上を図り、併せて自動車の①事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1]

◎正解 1…公害：2…環境/発達：3…向上/福祉：4…公害/公共：5…所有権：6…①整備

### [関係法令]

#### ◆車両法◆第 1 条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
  - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
  - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
  - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

## 2 用語の定義

[過去出題例]

- 1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。[R7.1]
- 2. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R7.1]

- ☑3. 道路運送車両法で「( )」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R7.2/R5.1]
- ☑4. 道路運送車両法で「自動車」とは、( )により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する( )以外のものをいう。[R6.1]
- ☑5. この法律で( )とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。[R6.2]
- ☑6. この法律で「( )」とは、人又は物品を運送するとしなないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。[R7.1]
- ☑7. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなないとにかかわらず、( )を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。[R5.2]

◎正解 1…軽車両：2…原動機：3…自動車：4…原動機/原動機付自転車：5…軽車両：6…運行：  
7…道路運送車両

### 【関係法令】

#### ◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。  
  - ▷側車付を除いた二輪は総排気量 0.125 ℓ以下、その他のものは 0.050 ℓ以下のものが原動機付自転車。
  - ▷排気量 0.050 ℓ以下（二輪を有するものであって、最高出力が 4.0kW 以下のものにあつては 0.125 ℓ以下）又は定格出力が 0.60kW 以下は第一種原動機付自転車、その他のもの（0.050～0.124 ℓ）が第二種原動機付自転車。
4. この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。
5. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。

## 3 自動車の種別（法令）

### 【関係法令（参考）】

#### ◆車両法◆第3条（自動車の種別）

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。  
  - ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
  - ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

◆整備事業の取扱い◆別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

第2 指定自動車整備事業の指定基準

1 設備、技術及び管理組織

法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次の(1)から(8)までの基準により判定すること。この場合において、(2)ア及びオ、(3)のオ、(6)、(7)のイ及びウについては、別紙3の2により判定すること。

(3) 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

- ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
- イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
- ウ 定期点検の実施体制
- エ 検査の実施体制
- オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況（別紙3の2により判定）
- カ 外注作業のできばえ及びその管理状況
- キ 使用部品の管理状況
- ク 機械工具及び計器類の活用状況
- ケ 整理、整とん
- コ 工員の経験年数及び作業態度
- サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況
- シ 作業能率及びその向上対策

◆車両法◆第94条の9（標識）

1. 指定自動車整備事業者は、事業場において、公衆の見やすいように、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない[第89条準用]。

▷標識の塗色は、地色を青色とし、文字及び標章を白色とすること[指定規則第15条 第5号様式]。

**3 指定工場の設備、技術及び管理組織**

[過去出題例]

☑1. 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準（抜粋）[R6.2改]

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1-1	工員数（対象自動車の種類に大型車を含まない場合）	4人以上	
1-1-2	工員数（対象自動車の種類に大型車を含む場合）	5人以上 ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであって、次に掲げるア又はイを満たす場合には、4人以上 ア. 工員の処遇が適切に確保されていること イ. 工員の質が適切に確保されていること	
1-2	整備士数	2人以上	(略)
1-3	整備士保有率	1 / 3以上	(略)
1-6	車両置場	$a \times 0. \textcircled{1}$	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現車作業場面積

☑2. 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準（抜粋） [R6.1 改]

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1-1	工員数（対象自動車の種類に大型車を含まない場合）	(①) 人以上	
1-1-2	工員数（対象自動車の種類に大型車を含む場合）	(②) 人以上 ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであって、次に掲げるア又はイを満たす場合には、4人以上 ア. 工員の処遇が適切に確保されていること イ. 工員の質が適切に確保されていること	
1-2	整備士数	2人以上	(略)
1-3	整備士保有率	1 / 3 以上	(略)

☑3. 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準 [R5.1]

1 工員数、設備の有無等の基準（抜粋）

項目	審査の基準	備考
整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を（①）。）の数
車両置場	a × (②) 以上	屋内、屋外は問わない。a は当該事業場の屋内現車作業場面積

☑4. 要員関係の基準の解釈 [R6.1]

(1) (①)

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次のアからウまでの責務を負うこととする。

ア 事業計画の決定と執行に関すること。

イ 事業場全般に係る管理業務（指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。）に関すること。

ウ 従業員に対する (②) の教育に関すること。

☑5. 指定自動車整備事業の取扱い及び指導要領 別紙3の2（抜粋） [R6.2]

要員関係の基準の解釈

(2) 主任技術者

当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であって、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 従業員に対する ( ) 技術の教育に関すること。

イ 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。

ウ 設備機器の管理に関すること。

☑6. 指定自動車整備事業における要員関係の基準の解釈 [R5.2 改]

○主任技術者

当該指定自動車整備事業場において実施される (①) の技術に関する総括責任者であって、次のアからウまでの責務を負うものとする。

- ア 従業員に対する (1) 技術の教育に関すること。
- イ 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。
- ウ (2) の管理に関すること。

- ☑7. 指定自動車整備事業において、事業場管理責任者及び主任技術者を置く必要があり、事業場管理責任者は「従業員に対する関係法令の教育」を責務の一つとして負うこととなっており、主任技術者は「従業員に対する整備技術の教育」を責務の一つとして負うこととなっている。[R5.1]
- ☑8. 指定自動車整備事業の工員数について、自動車工の人数に対する整備士（自動車整備士技能検定規則に基づく整備士（特殊整備士は含まない））の保有率は、自動車工の人員を4で除して得た数（その数に1未満の端数がある場合は、これを1とする。）以上であること。[R7.2]
- ☑9. 指定自動車整備事業の工員数について、自動車工の人数に対する整備士（自動車整備士技能検定規則に基づく整備士（特殊整備士は含まない））の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数がある場合は、これを1とする。）以上であること。[R7.1]

◎正解 1…①3：2…①4/②5：3…①除く/②0.3：4…①事業場管理責任者/②関係法令：5…整備：6…①整備/②設備機器：7…○：8…×：9…○

**[関係法令]**

◆整備事業の取扱い◆別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1-1	工員数（対象自動車の種類に大型車を含まない場合）	4人以上	
1-1-2	工員数（対象自動車の種類に大型車を含む場合） <small>[新設]</small>	5人以上 ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであって、次に掲げる①又は②を満たす場合には、4人以上 ①工員の処遇が適切に確保されていること ②工員の質が適切に確保されていること	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く）の数
1-3	整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-4-2	電子制御装置点検整備作業場（車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く）	◎	
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内

## 第2章 保安基準

本章では、製作年月の記載が無い場合、全て令和5年4月1日製作車としている(第4章においても同じ)。なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準(審査規程)については省略している。

### 1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	76
2. 不適切な補修等	77
3. 長さ、幅及び高さ	78
4. 最低地上高	79
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	80
6. 安定性	81
7. 最小回転半径	82
8. 接地部及び接地圧	82

### 2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	82
2. 速度抑制装置	83
3. 走行装置	83
4. かじ取装置	84
5. 燃料装置	84
6. 電気装置	85

### 3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	85
2. 車体表示	88
3. 巻込防止装置	88
4. 突入防止装置	89
5. 前部潜り込み防止装置	90

### 4 自動車の室内関係

1. 乗車装置	91
2. 運転者席	91
3. 座席ベルト非装着時警報装置	92
4. 頭部後傾抑止装置等	93
5. 立席	93
6. 乗降口	94
7. 非常口	94
8. 物品積載装置	95
9. 窓ガラス貼付物等	95

### 5 自動車の排ガス関係

1. 排出ガス等の発散防止装置(排気管)	97
----------------------	----

### 6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯・すれ違い用前照灯	98
2. 前部霧灯	99
3. 車幅灯	99
4. 前部反射器	100
5. 側方灯・側方反射器	101
6. 尾灯	101
7. 後部霧灯	102
8. 後部反射器	102
9. 大型後部反射器	103
10. 制動灯	104
11. 補助制動灯	104
12. 後退灯	105
13. 方向指示器	106

### 7 警音器・速度計 他

1. 警音器	106
2. 速度計等	106
3. 消火器	107
4. 道路維持作業用自動車	107
5. 自主防犯活動用自動車	107

### 8 テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 (サイドスリップ・テスタ)	108
2. 近接排気騒音の大きさ(騒音計等)	108
3. 騒音防止装置 (近接排気騒音の測定方法)	110
4. CO・HCの濃度(CO・HCテスタ)	113
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 (オパシメータ又は黒煙測定器)	115
6. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き (前照灯試験機)	118
7. 警音器の音の大きさ(騒音計等)	120
8. 速度計の指度の誤差(速度計試験機)	121
9. 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)	121

# 1 自動車の構造関係

## 1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 大型貨物自動車等とは、車両総重量が (①) t 以上又は最大積載量が (②) t 以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）をいう。[R7.1]
- ☑2. 審査時車両状態とは、( ) 状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態であること。なお、( ) については全量を搭載していなくてもよく、寸法及び重量を計測する場合を除き、スペアタイヤ（附属工具を含む。）又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。[R7.1]
- ☑3. 審査時車両状態とは、( ) 状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態であること。なお、燃料については全量を搭載していなくてもよく、( ) を計測する場合を除き、スペアタイヤ（附属工具を含む。）又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。[R5.1]
- ☑4. 座席ベルトについて、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものを「( ) 座席ベルト」といい、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものを「( ) 座席ベルト」という。[R7.1]
- ☑5. ( ) とは、装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。[R5.1]
- ☑6. 連鎖式点灯とは、一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は (①) に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。[R7.2]
- (1) ~ (2) 略
- (3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の (②) から (③) に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
- (4) 各光源は、(④) 方向に反復して変化しないものであること。
- (5) 方向指示器 ((3) において照明部の (②) から (③) に向かって点灯するものに限る。) の照明部に外接する長方形は、その長辺が H 面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は (⑤) 以上であること。
- ☑7. 連鎖式点灯とは、一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。[R6.2]
- (1) 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。
- (2) 全ての光源は、同時に消灯するものであること。
- (3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は (①) から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
- (4) 各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。
- (5) 方向指示器 ((3) において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。) の照明部に外接する長方形は、その長辺が H 面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は (②) 以上であること。

◎正解 1…①8/②5：2…空車/燃料：3…空車/寸法及び重量：4…第一種/第二種：5…テルテール：  
6…①後部/②最内縁/③最外縁/④垂直/⑤1.7：7…①中心/②1.7

**【関係法令】**

**◆審査規程◆ 1-3 用語の定義・抜粋**

用 語	内 容
大型貨物自動車等	車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)をいう。
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略] ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。
審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態(被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態)であること。ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態であること。なお、燃料については全量を搭載していなくてもよく、寸法及び重量を計測する場合を除き、スペアタイヤ(附属工具を含む)又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。[以下略]
第一種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。)であって、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。
第二種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
テルテール	装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。
連鎖式点灯	一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器(自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む)又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。 ①各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。 ②全ての光源は、同時に消灯するものであること。 ③光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。 ④各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。 ⑤方向指示器(③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る)の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

**2 不適切な補修等**

[過去出題例]

- 1. 緊急自動車以外の普通貨物自動車について、緊急自動車の警光灯に形状が類似した赤色灯火が備えられていたが、電球及び全ての配線が取外されていたため、適合と判断した。[R6.2]
- 2. 前部霧灯が点灯しなかったが、前部霧灯に係る電球のみを取外したことで保安基準に適合と判断した。[R7.1]

◎正解 1…×：2…×

**【関係法令】**

**◆審査規程◆4-4 不適切な補修等・要約**

〔保安基準に適合しないもの〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け
ア. 粘着テープ類 (*1)、ロープ類又は針金類による取付け
イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類 (*2)、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの (*3)
カ. 運転者席の保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの
②装置又は部品の取外し
ア. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火〔赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く〕であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの ▷カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。
イ. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの（速度表示装置を除く）
ウ. タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの
③装置又は部品の補修
ア. 粘着テープ類 (*4)、ロープ類又は針金類による補修
イ. 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
ウ. 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの
エ. 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの
オ. 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
カ. 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
キ. 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの
④車体又は装置への表示
▷最大積載量の表示など
ア. 貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているもの ▷表示を目的として製作されたステッカーを除く。
イ. 表示された内容が容易に消えるもの
ウ. マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの ▷スクールバスの表示を除く（スクールバスの表示はマグネットや吸盤で取付けてもよい）。

- \*1：自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。
- \*2：自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。
- \*3：溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。
- \*4：自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。

**3 長さ、幅及び高さ**

〔過去出題例〕

- ☑1. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）(①) m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあっては、13m）、幅 (②) m、高さ (③) m を超えてはならない。[R7.2]

## 1 ブレーキ・制動力

### 1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1 N は、質量 1 kg の物体に  $1 \text{ m/s}^2$  の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約  $9.8 \text{ m/s}^2$  であることから、質量 1 kg の物体に作用する重力は、 $1 \text{ kg} \times 9.8 \text{ m/s}^2 = 9.8 \text{ N}$  ということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1 N/kg は重量 1 kg あたり 1 N の制動力であることを表している。仮に自動車の重量が 1000 kg であるとする、制動力は 1000 N となる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量 1 kg に作用する重力は 9.8 N であることから、制動力の割合は 9.8 N/kg となる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90 N/kg」と定められている。9.8 N/kg を基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92 N/kg」「1.96 N/kg」「0.98 N/kg」「0.78 N/kg」は、9.8 N/kg のそれぞれ 40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

### 2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

#### ◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目		制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が <b>4.90 N/kg 以上</b> であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90 N/kg を <b>3.92 N/kg</b> に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が <b>0.98 N/kg 以上</b> であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が <b>0.78 N/kg 以下</b> であること。
駐車ブレーキ		制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が <b>1.96 N/kg 以上</b> であること。

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に 55 kg を加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90 N/kg 以上」「3.92 N/kg 以上」「0.98 N/kg 以上」「0.78 N/kg 以下」「1.96 N/kg 以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の可否判定が出来るようになる。

また、問題を解くにあたっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数第3位を切り捨て・切り上げ）などに注意する。

## 2 年度別計算問題

### 1 令和7年度 第1回問題

【1】（表A）の自動車について、ブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（表B）の結果となった。この結果から（表C）の（ア）～（オ）に計算値を、（カ）～（コ）に基準値を記入し、保安基準の適否を判定して、判定結果欄にある適否のいずれかに○を記載しなさい。（表Cの計算値は、小数点第3位以下を切り捨てること。）

（注1）前軸重に55kgを加えた値を、審査時車両状態における自動車の前軸重とみなす。

（注2）ブレーキ・テストのローラ上では、全ての車輪がロックしなかった。

（注3）天候は晴れとし、ブレーキ・テストのローラは乾いた状態とする。

（表A）

前軸重	860kg
後軸重	530kg
定員	4名
最大積載量	0kg
車両総重量	1610kg
最高速度	180km/h

（表B）

項目		制動力	
		左輪	右輪
主ブレーキ	前軸	3000N	2200N
	後軸	1000N	1400N
駐車ブレーキ	後軸	1300N	1500N

(表 C)

		項 目	計算値	基準値	判定
主制動装置	前輪	審査時車両状態における前軸重に対する左右輪の制動力差	(ア) N/kg	(カ) N/kg 以下	適・否
	後輪	審査時車両状態における後軸重に対する左右輪の制動力差	(イ) N/kg	(キ) N/kg 以下	適・否
		審査時車両状態における後軸重に対する後軸制動力	(ウ) N/kg	(ク) N/kg 以上	適・否
	総和	審査時車両状態における車両重量に対する全制動力	(エ) N/kg	(ケ) N/kg 以上	適・否
審査時車両状態における車両重量に対する駐車制動力			(オ) N/kg	(コ) N/kg 以上	適・否

## 解 説

### ア. 審査時車両状態における前軸重に対する左右輪の制動力差

①前軸における制動力の左右差は、表Bより次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前軸左右差} = \text{主ブレーキ (前軸 左-右)} = 3000\text{N} - 2200\text{N} = 800\text{N}$$

②審査時車両状態における前軸重は、表A及び(注1)より次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{前軸重} + 55\text{kg} = 860\text{kg} + 55\text{kg} = 915\text{kg}$$

③以上の結果、審査時車両状態における前軸重に対する左右輪の制動力差は次のとおりとなる。

$$\text{ア} = \frac{\text{制動力の前軸左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{800\text{N}}{915\text{kg}} = 0.874\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「4…」である。これを切り捨てると、答えは「ア 0.87N/kg」となる。

判定基準値は「カ 0.78N/kg 以下」であり、計算値は「0.87N/kg」であることから、適否の判定は「否」となる。

### イ. 審査時車両状態における後軸重に対する左右輪の制動力差

①後軸における制動力の左右差は、表Bより次のとおりである。

$$\text{制動力の後軸左右差} = \text{主ブレーキ (後軸 右-左)} = 1400\text{N} - 1000\text{N} = 400\text{N}$$

②審査時車両状態における後軸重は表Aより 530kg である。

③以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する左右輪の制動力差は次のとおりとなる。

$$\text{イ} = \frac{\text{制動力の後軸左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{400\text{N}}{530\text{kg}} = 0.754\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「4…」である。これを切り捨てると、答えは「イ 0.75N/kg」となる。

判定基準値は「キ 0.78N/kg 以下」であり、計算値は「0.75N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

## 第4章 年度別試験問題

本章では、問題文に製作年月日の記載が無い場合は、全て令和5年4月1日製作車として模範解答及び解説を収録している。

### 4-1 ▷令和7年度第1回 自動車検査員教習修了試験

#### 《基礎法令関係》

【1】 次の各文は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に規定されているものです。各文の（ ）の中にあてはまる適切な字句を下枠の中から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用しても差し支えない。

- 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の(①)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な(②)に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び(③)をいう。
- この法律で「自動車」とは、(④)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- この法律で「(⑤)」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。
- 自動車の所有者は、当該自動車に係る(⑥)に取り付けられた封印が滅失し、又は毀損したとき(次項ただし書きの国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。)は、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。
- 登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があった日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター(以下単に情報管理センター)という。)に当該自動車が同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録(以下「解体報告記録」という。)がなされたことを知った日)から15日以内に、(⑦)の申請をしなければならない。
  - 登録自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。
  - 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったとき。
- 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を(⑧)してはならない。
- 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき(次条第1項に規定するときを除く。)は、当該自動車の(⑨)に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な(⑩)を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な(⑪)をすることができる。
- 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。)及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な(⑫)の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

10. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより (13) を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
11. 限定自動車検査証の有効期間は、(14) 日とする。
12. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第 72 条第 1 項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の (15) 月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第 72 条第 1 項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

ア：指示	イ：原動機	ウ：自然	エ：被牽引自動車	オ：検査標章	カ：運行	キ：走行装置
ク：環境	ケ：自動車予備検査証	コ：永久抹消登録	サ：表示	シ：軽車両	ス：点検	
セ：自動車登録番号標	ソ：自動車検査証	タ：打刻	チ：所有者	ツ：整備		
テ：整備命令標章	ト：一時抹消登録	ナ：輸送	ニ：使用者	ヌ：10		
ネ：15	ノ：20	ハ：発達	ヒ：成長	フ：1	ヘ：2	ホ：3

### 《整備関係》

- 【1】 次の各文は、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則に規定されているものです。各文の ( ) の中にあてはまる適切な字句を下枠の中から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用しても差し支えない。
- 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の特定整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとする。
    - (1) (①) 特定整備事業（(①)、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業）
    - (2) 小型自動車特定整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業）
    - (3) 軽自動車特定整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業）
  - 特定整備記録簿は、その記載の日から (②) 年間保存しなければならない。
  - 指定自動車整備事業者は、道路運送車両法第 94 条の 2 第 1 項の設備（自動車の検査の設備を含む。）技術及び (③) を同条第 1 項に規定する基準に適合するように維持しなければならない。
  - 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、(④) を選任しなければならない。
  - 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、(⑤) を依頼者に交付しなければならない。
  - 自動車検査員その他第 94 条の 5 第 1 項及び第 94 条の 5 の 2 第 1 項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により (⑥) に従事する職員とみなす。
  - 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6 月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を (⑦) ことができる。
    - (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
    - (2) 第 93 条第 2 号又は第 3 号に該当するとき。
    - (3) 第 94 条の 2 第 2 項において準用する第 78 条第 2 項又は第 3 項の規定による業務の範囲の限定又は指定に付した条件に違反したとき。

## ▶ 模範解答

### 基礎法令関係

#### 【1】

1. ①ーク (環境) : ②ーハ (発達) : 車両法 1 条
2. ③ーシ (軽車両) : 車両法 2 条 1 項
3. ④ーイ (原動機) : 車両法 2 条 2 項
4. ⑤ーカ (運行) : 車両法 2 条 5 項
5. ⑥ーセ (自動車登録番号標) : 車両法 11 条 4 項
6. ⑦ーコ (永久抹消登録) : 車両法 15 条 1 項
7. ⑧ータ (打刻) : 車両法 29 条 1 項
8. ⑨ーニ (使用者) : ⑩ーツ (整備) : ⑪ーア (指示) : 車両法 54 条 1 項
9. ⑫ーソ (自動車検査証) : 車両法 58 条 1 項
10. ⑬ーオ (検査標章) : 車両法 66 条 1 項
11. ⑭ーネ (15) : 車両法 71 条の 2 3 項
12. ⑮ーへ (2) : 施行規則 44 条 1 項

### 整備関係

#### 【1】

1. ①ーカ (普通自動車) : 車両法 77 条 1 号
2. ②ーテ (2) : 車両法 91 条 3 項
3. ③ーイ (管理組織) : 車両法 94 条の 3 1 項
4. ④ーサ (自動車検査員) : 車両法 94 条の 4 1 項
5. ⑤ーチ (限定保安基準適合証) : 車両法 94 条の 5 の 2 1 項
6. ⑥ーエ (公務) : 車両法 94 条の 7
7. ⑦ーオ (取り消す) : 車両法 94 条の 8 1 項
8. ⑧ーノ (何人) : 車両法 99 条の 2
9. ⑨ーヌ (保険期間) : 指定規則 9 条 2 項、第 1 号様式 備考 (3)
10. ⑩ーソ (校正) : 指定規則 12 条 1 項

#### 【2】

1. × (別表第 3 ⇒ 別表第 5) : 点検基準 2 条
2. × (30 日以内 ⇒ 15 日以内) : 指定規則 5 条 3 項
3. ○ : 車両法 94 条の 5 7 項
4. × (特定整備に該当する) : 施行規則 3 条 7 号
5. ○ : 指定規則 第 1 号様式 備考 (4)

6. ○ : 指定規則 第 5 号様式 備考 (1)
7. × (1 年ごと ⇒ 2 年ごと) : 点検基準 別表第 6
8. ○ : 自動車の点検及び整備に関する手引 2
9. × (2 時間以内 ⇒ 1 時間以内) : 整備事業の取扱い 別添 1 第 2 6
10. × (最初 ⇒ 最後) : 整備事業の取扱い 別添 3 の 2 第 2 (4)
11. ○ : 整備事業の取扱い 別添 3 の 2 第 5 (5) ア、イ
12. ○ : 整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 2 (7)
13. ○ : 整備事業の取扱い 別紙 3 の 2 2 (5)
14. × (外注先の特定整備事業者が特定整備記録簿に記録する) : 特定整備記録簿の記載要領について 別紙 1. (3)
15. ○ : 保適の有効期間と自賠保険の取扱い

#### 【3】

1. ①ーカ (地方運輸局長) : 指定規則 14 条
2. ②ーナ (検査用ハンマ等) : 指定規則 別表第 2 3
3. ③ーウ (青) : ④ーコ (白) : 指定規則 第 5 号様式 備考 (5)
4. ⑤ーチ (下方) : ⑥ーセ (遠い) : 整備事業の取扱い 別添 3 の 2 第 3 (1) ア～ウ
5. ⑦ース (個数) : ⑧ート (容量) : 指定整備記録簿の記載要領について 2.
6. ⑨ーサ (不正改ざん) : ⑩ーイ (バックアップ) : 指定整備記録簿に係る電磁的記録の作成・保存に関する取扱い 3.

【1】

1. ①-サ (8) : ②-ケ (5) : 審査規程 1-3
2. ③-E (空車) : ④-H (燃料) : 審査規程 1-3
3. ⑤-I (第一種) : ⑥-J (第二種) : 審査規程 1-3
4. ⑦-ツ (25) : ⑧-ト (28) : 審査規程 7-4-1 (1)
5. ⑨-ノ (35) : ⑩-ヌ (30) : 審査規程 7-6-1 (1) ④
6. ⑪-セ (12) : 審査規程 7-7-1 (1)
7. ⑫-オ (1.6) : ⑬-イ (0.8) : 審査規程 7-11-1 (3) ③
8. ⑭-M (最外縁) : ⑮-ユ (400) : 審査規程 7-88-3 (1) ④
9. ⑯-B (淡黄) : 審査規程 7-70-2 (1) ①
10. ⑰-ヨ (1200) : ⑱-メ (250) : 審査規程 7-90-3 (1) ③
11. ⑲-ケ (5) : 審査規程 9-2 (1)
12. ⑳-ネ (31.0) : ㉑-ハ (42.5) : 審査規程 9-11 (1)

13. ㉒-タ (20) : ㉓-ホ (150) : ㉔-モ (270) : ㉕-レ (6400) : 審査規程 9-8 (3) ②

【2】 ※「第3章 計算問題」(125 ページ) を参照。

【3】

1. × (審査時車両状態⇒空車状態) : 審査規程 7-2-1 (1) ①
2. ○ : 審査規程 7-11-1 (2) ①
3. × (直上の車体より車両の外側に突出してはならない) : 審査規程 7-28-1 (3) ①
4. ○ : 審査規程 7-35-1 (1)
5. ○ (9t ÷ 5.5t/m<sup>3</sup>であるため適合) : 審査規程 7-52-1 (2) ①
6. × (電球 (光源) 及び全ての配線を取り外すこと) : 審査規程 4-4 (1) ②イ
7. × (照明部の下縁の高さは地上 350mm 以上) : 審査規程 7-88-3 (1) ②
8. × (点滅回数が毎分 60 回以上 120 回以下であるため適合) : 審査規程 7-91-3 (2) ①
9. ○ : 審査規程 7-82-3 (1) ⑧
10. ○ : 審査規程 9-13